

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！  
(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。)

大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには市役所社会福祉課または各支所へ申請（認定請求）が必要です。  
可能な限り8月2日～8月31日までに申請してください。



児童扶養手当とは？



- ◆ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

- ◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
  - ①父母が婚姻を解消した子ども
  - ②母が死亡した子ども
  - ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
  - ④母の生死が明らかでない子ども
  - ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）



手当額（月額）は？

- ◆ 受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
  - 児童1人の場合  
全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円
  - 児童2人以上の加算額  
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の方が受給するためには？

- ◆ 申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。
  - 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月2日より申請ができます。  
また、8月中に申請できなかった方は、平成22年11月30日までに申請してください。
  - 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。ただし、11月に申請された場合、認定及び支給処理に要する日数の関係で、1月支給となる場合があります。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

申請手続きに必要なものは？

- ◆ 申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本が必要です。詳しくは、五島市社会福祉課こども家庭相談班にお問い合わせください。

TEL 0959-72-6117内線(176)